

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の制定に伴い、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営の基準を定める。

2 規則の概要

(1) サービス費が支払われるサービスの提供に対する対価は基準額とすること、設備及び備品等について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備、運営等の基準を定める。

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。